

改正理由

こども・子育て支援会議運営要綱における「認可・確認部会（第１～３部会）」において児童福祉審議会運営要綱に対して受けた監査指摘(※)と同様の課題があることから、所掌事務の明確化を行うために要綱の改正をする。
※児童福祉審議会運営要綱において、部会における所掌事項及び部会の名称について、「保育事業認可前審査第１～８部会」において、「保育事業認可部会」と一連の事務であり「許認可事務」を実施しているように見えるのではないかと監査指摘があった。

なお、認定こども園に移行を希望する保育所等が近年増加していることから、「認定こども園運営予定者審査部会」については、４部会制とする。

改正後

部会名称	所掌事務
認可・確認部会	・子ども・子育て支援法に基づき本市が行う施設・事業の確認に関する事 ・就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき本市が行う幼保連携型認定こども園の認可に際しての意見聴取に関する事
認定こども園運営予定者審査第１部会	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき本市が行う幼保連携型認定こども園の認可及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関して、運営予定者の計画の審査に関する事
認定こども園運営予定者審査第２部会	
認定こども園運営予定者審査第３部会	
認定こども園運営予定者審査第４部会	

改正前

部会名称	所掌事務
認可・確認部会	① 子ども・子育て支援法に基づき本市が行う施設・事業の確認に関する事 ② 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（改正認定こども園法）に基づき本市が行う幼保連携型認定こども園の認可及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事
第１部会	上記①、及び②の所掌事務のうち幼保連携型認定こども園の認可に際しての意見聴取に関する事
第２部会	上記②の所掌事務のうち、幼保連携型認定こども園の認可及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定前における設置・運営法人の選定に関する事
第３部会	

施行日

令和７年５月23日